

十三回 參議院憲法審查會會議錄

平成二十五年五月十九日(水曜日)

午後一時開会

五月二十二日

辭任	嘉隆君	補欠選任
齋藤	嘉隆君	
那谷屋正義君	谷 博之君	
白 眞勲君	大島九州男君	
石井 浩郎君	片山さつき君	

五月二十日
辞任 竹谷とし子君
補欠選任 白浜 一良君

五月二十九日
大島九州男君
白浜 一良君
前川 清成君
田城 郁君
小川 敏夫君
補欠選任
江田 五月君
石川 博崇君
田城 郁君

出席者は左のとおり。

小西洋之君	樽井良和君
松井孝治君	中川雅治君
西田昌司君	西田昌司君
野上浩太郎君	藤川政人君
西田実仁君	西田实仁君

事務局側
憲法審査会事務局長
情野秀樹君
参考人

明治大学 法科大
学院教授

第一十八部 憲法審査会會議録第四号 平成二十五年五月二十九日 參議院

憲法審査会會議録第四号 平成二

参議院

京都大學大學院法科教授　土井　真一君

件についてお諮りいたします。

に密接に関連する基

本日の会議に付した案件
幹事の辞任及び補欠選任の
参考への出席要求に関する

○日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査

○会長(小坂憲次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○会長（小坂憲次君）　日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査を議題と

会報告書について報告を聴取いたします。情野憲
法審査会事務局長。

の前身である憲法調査会における「新しい人権」に関する議論の概要について、便宜、私から御説

憲法調査会において取り上げられました「新しい人権」は、プライバシー権、環境権、知る権

害者の権利など多岐に及んでおります。

粹を配付いたしております。本日は、これに基づいて御説明させていただきます。

えるべきカタログの内容」だけでなく、「憲法上新たに規定を設ける必要性の有無」、「新しい人権

範な御議論がございました。

やすく示すために三つのカテゴリーに整理してま

とめられました。すなわち、一つ目は、共通又はおおむね共通の認識が得られたものでございます。おむね一致したカタゴリーでございます。二つ目が、自民、民主、公明の三党がおおむね一致した趨勢である意見、三つ目が、意見が分かれた主要なものでございます。

「新しい人権」につきましては、共通又はおおむね共通の認識が得られたもの、そして趨勢である意見のそれぞれの箇所で取り上げられております。

まず、報告書の百三十二ページを御覧いただきますと、太線によるアンダーラインが付されておりますが、新しい人権については、原則として、憲法の保障を及ぼすべきであるということが共通の認識であつたとされています。

その上で、憲法を改正して憲法上に新たに規定を設けることの必要性の有無につきましては、次の百三十三ページにありますように、憲法上の規定を新たに設ける必要はなく、十三条の幸福追求権等の解釈で読み込めるとする意見に分かれました。

百三十三ページの「憲法上の規定を設けるべきとする意見」は、白抜き文字で表記しております。趨勢の意見だつたわけですが、そこでは、人権保障がより明確になることを考慮して、新しい人権カタログを何らかの形で憲法規定の中に取り入れることを検討すべき、憲法制定時には予想もされなかつた社会状況の変化に対応するには、人権保護の視点から新たな人権規定を設けるべき、国際的水準に見合つた人権を考えるべきなどを理由とする意見が示されたところでございます。

他方、「憲法上の規定を設ける必要はないとする意見」は少數にとどまつております。新しい人権は、憲法の人権規定を踏まえて、国民の運動により発展的に生み出されてきた権利であり、十

三条など現憲法の人権規定により根拠付けられて

いる、憲法は、奥深い容器として時代に即応した新しい権利を抱き取るような柔構造、時代に弾力的に対応できる構造になつてある、新しい人権については、基本法を制定し、個別法により具体的の御議論でございます。人権規定を加えるか否かを判断する際の留意点として、保護すべき新しい利益が個人の人格の生存に不可欠であつて一般社会に承認されたものであるか、他の人権との調和はどうか、人権カタログのインフレを招かないかなどについての慎重な配慮が必要である等の意見が出されました。

実効性の確保につきまして、具体的の権利義務の内容を明確にし、人権を保障する付加的制度が不可欠とする意見や、新しい人権規定を追加するよりも、特に立法、司法分野における現実の保障システムの充実が望まれるとする意見が出されました。

次に、新しい人権の個別メニューについてでございますが、ここでは、憲法上の規定を設けるべきとすることが趨勢の意見となりました。プライバシー権と環境権について申し上げます。

プライバシー権につきましては、報告書の百三十六ページに記載されております。これについては、白抜き文字で表記しておりますように、憲法上の規定を設けるべきとする意見が趨勢でございます。

そこでは、IT社会の進展等に対応して、国民の個人情報を守る権利等を新しく追加すべきである、プライバシーの権利を自己に関する情報をコントロールする権利とともに、憲法上の権利として明示することを検討すべき、プライバシーは平穏な生活の基礎であり、新たな人権規定として憲法に明記することが必要なとの見解が示されましたが、説明は割愛させていただきます。

これに對しましては、プライバシー権が十三条に基づいて保障される点に大きな争いはないとして憲法上の規定を設けることについての消極的な意見もございました。

次に、報告書の百三十四ページを御覧ください。「新しい人権を考える際の留意点」についての御議論でございます。人権規定を加えるか否かを判断する際の留意点として、保護すべき新しい利益が個人の人格の生存に不可欠であつて一般社会に承認されたものであるか、他の人権との調和はどうか、人権カタログのインフレを招かないかなどについての慎重な配慮が必要である等の意見が出されました。

そこで、二十五条の健康で文化的な最低限度の生活と十三条の幸福追求の権利を根拠とする、健康で良い環境を享受する権利として明記すべきとする意見のほか、人権としての環境権を基本にし、環境保全義務の規定を含むことが望ましいとする見解、地球環境問題は日本の国際貢献の最重要分野の一つであり、同時に、日本は自然と共に生きてきた長い歴史と伝統を持っており、日本が環境を重視する国であることを憲法上も明らかにすべきなどの見解も示されました。

これに對しましては、環境権実現のために、具体的の権利等を法律で定めることが当面の課題であるとして憲法上の規定を設けることについて消極的な意見もございました。

また、環境保全義務としてとらえた場合の義務の性格については、報告書百三十八ページにありますように、権利の反面としての義務という強い規定ではなく、より緩やかな規範という意味での責任あるいは責務という形で規定するのが適当ではないかという意見も出されております。環境保護に努める国民の責任という視点を提示する意見もございました。

このほかにも、知る権利や自己決定権等、新しい人権として検討されたメニューがござります。その上で、どうぞよろしくお願いを申し上げます。本日の議事の進め方でございますが、高橋参考人、土井参考人の順にお一人十五分程度で順次御意見をお述べいただいた後、各委員からの質疑に上げます。

これまでの経験を踏まえた忌憚のない御意見を賜り、今後の調査に生かしてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。本日の議事の進め方でございますが、高橋参考人、土井参考人の順にお一人十五分程度で順次御意見をお述べいただいた後、各委員からの質疑に上げます。

なお、御発言は着席のままで結構でございます。それでは、まず高橋参考人にお願いをいたしました。高橋参考人、どうもありがとうございました。

○参考人(高橋和之君) どうもありがとうございました。

人権総論について話してほしいという御依頼をいたしました。人権総論というのは、通常、大

以上が憲法調査会における「新しい人権」の御議論の概要でございますが、報告書は御案内のとおり提出されましてから八年が経過しており、その後、各政党において御論議が進められ、また、新たに政党が結成され、憲法に関する政策提言もお出しになつております。ここではその内容まで御紹介いたしませんが、その点を申し添えさせていただきます。

以上でございます。ありがとうございます。新たに政党が結成され、憲法に関する政策提言もお出しになつております。ここではその内容まで御紹介いたしませんが、その点を申し添えさせていただきます。

○会長(小坂憲次君) 以上で事務局からの報告の聽取は終了いたしました。

○会長(小坂憲次君) 次に、「新しい人権」のうち、基本的人権全般について参考の方々から御意見を聴取いたします。

本日は、明治大学法科大学院教授高橋和之君及び京都大学大学院法学院教授土井真一君に御出席をいたしております。

この際、参考の方々に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、公私共に大変御多忙なところ本審査会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

学の授業では数時間を使って話されるわけでありまして、今日は十五分でということありますから、ごく基本的な考え方のみに限定して話させていただきたいと思います。

の国政の上で、最大の尊重を必要とする定められております。つまり、国民党は、生命、自由及び幸福追求に対する権利、これを通常、略して幸福追求権と呼んでおりますけれども、幸福追求権を

いうふうに表現しているのでありますけれども、このことから、憲法上の人権の名あて人も国家であるということになります。

害を与えて人権侵害を行うということが生じないわけではありません。

— 1 —

基本的な考え方というものは、突き詰めれば人権とは何かということに帰着するというふうに考へておられます。早速レジュメの時計数字1から参りますけれども、人権とは何かということを考える手掛かりりというものは憲法十三条であります。その

保障される”ということが規定されているのです。第一文を受けての第二文の規定でありますから、これを私は、個人として尊重する”との意味を、幸福追求権を保障するとして一步具体化した規定だと解しております。

は、先ほど言いましたように、社会関係の基本原理といふ性格を持つておりますけれども、憲法上の人権は、憲法規範の性質による粹付けがなされているということになります。したがつて、憲法上の人の権は、国家と国民の関係にのみ適用され、

が、答えは簡単で、それは民法九十条、これは公然と良俗に反する法律行為は無効であるという規定ですけれども、それや、民法七百九条、不法行為による損害賠償を規定した条文でありますけれども、こうした民法の一般的、概括的な規定を適用

用盡的題目

第一文は、これはレジュメの方に参考条文として書いておきましたけれども「すべて国民は、個人として尊重される。」と定めております。この規定の中に、日本国憲法が保障する人権の基本的な価値原理が表明されていると私は理解しております。個人としてという文言が非常に重要であります。個人として、これにより、いわゆる個人主義の価値原理にコミットしたということを表現しているのであります。

では、幸福追求権とはいかなる内容の権利と規定されているのかということになりますけれども、個人主義の原理が基礎になつておりますから、社会は、個人が自ら最善と考えた生き方を選択し、実践することを尊重するんだということを約束しております。これを個人の権利の側から見れば、個々人は自らが最も良いと考える生き方を選択し、決定し、それを実践していく権利が保障されているということになります。自ら選び、実践していくこと自体が自律的生を手ほどきのもの

國民と國民の間の關係、これを私人間關係と呼んでおりますけれども、その私人間關係には適用されないと、この二点になります。

では、私人間においては人權は法による保護を受けないのか、などと、そうではありません。私人間の法的規律は法律により行うのが憲法の想定しているところでありまして、私人間で生ずる人權侵害を予防し救済するのは法律の役割なのであります。

一般的、概括的な規定でありますから、具体的な場合におけるその意味というのは解釈により決めるということになりますが、その際、民法二条、この条文も参考条文のところで挙げておきましたが、民法二条が規定しているように、個人の尊厳に従つて解釈すればよいということであります。

個人主義は様々な意味で理解され得る。時には自分自身の利益しか考えない利己主義的な生き方という意味で使われることさえありますけれども、ここでは、社会と社会を構成する個々人の関係、つまり全体と部分の関係について、価値の根源は社会の側ではなく個人の側に置かれるべきだという意味で使っております。目的と手段という言葉で言えれば、個人こそが目的であり、社会はその手段と理解すべきだという考え方であります。

しかし、このように理解された幸福追求権といふのはまだ抽象的な内容にとどまっており、保障をより実効的にするためには、それを更にもう一步具体化する必要があります。それを行つているのが十四条以下に列举された個別的人権の規定だということになります。

憲法に従つてなされなければなりません。したがつて、私人Aと私人Bの間の権利利益の対立を調整する法律を制定するという場合、立法者はその法律の内容を、Aが国家に対して主張し得る憲法上の権利も、Bが国家に対して主張し得る憲法上の権利も侵害しないようなものとして制定しなければなりません。

規定に読み込まれ、憲法が間接的に適用されると
いうのが従来の通説の考え方でありますけれども、私はそうではないというふうに考えております。憲法上の人権の基礎にある人権思想と同一の人権思想が民法にも取り入れられているということであり、その人権思想によつて民法を解釈するなどということになります。

価値の根源が個人の側にあるということを憲法は個人の尊嚴という言葉でも表現しておりますし、それは憲法二十四条に、これは家族の在り方について定めた規定でありますけれども、そこに表れておりますけれども、憲法十三条は、個人の

このように解すると、幸福追求権とは、自律的
にとらえた権利ということになり、この包括的な
権利から具体化されて取り出されたのが個別的権
利だという理解になります。

しかし、これはA、B間に憲法上の権利を適用しているということではありません。憲法上の権利が考慮されているのは、あくまでも国家とA及び国家とBの間といふいわゆる縦の関係においておりまして、A、B間といふ横の関係ではない

憲法十三条第二文はもう一つ重要な原理を規定しております。それは、幸福追求権の保障というものは絶対的ではなくて、公共の福祉による制限を受けるということになります。もちろん、公共の福祉に反しない限り最大の尊重を必要とするとい

尊厳という価値原理を個人として尊重するというふうに表現したのだと私は理解しております。この十三条第一文を受けて、個人として尊重するということの意味をもう一步進めて、主観的権利として具体化したのが第二文であります。そこには、生命・自由及び幸福追求に対する権利について、公共の福祉に反しない限り、立法その他

時計数字のⅡに入りますが、このような人権は、憲法に取り込まれたことにより、憲法の持つ性格によって枠をはめられることになります。憲法は国家権力の組織とその行使方法を定めた規定でありまして、したがって、憲法が適用されるのは権力を行使する立場に立つ者に対してもあります。これを、憲法の名であつて人は国家であると

のであります。法律が総の関係において憲法上の権利を尊重するということを通じて、A、B間の横の関係においても言わば反射的に保障されることができますけれども、しかし、法律の定める範囲内で、実際上はA、Bいずれかの強者ですが、例えば契約によりその意思を弱者に押し付けたり、あるいは事実行為を通じて相手に不当な損害

うふうに規定しておりますから、その制限は必要最小限でなければなりませんが、十三条の規定の性質が抽象的であるのに対応して、ここでの公共の福祉も抽象的な権利制約原理として述べられてゐるということになります。

その具体的な内容というのは、まず立法者により定められ、最終的には最高裁判所によりそれが必要最小限のものとして規定されているのかどうか、ということが判断されるということになります。そして、それを判断する場合の基本的な考え方が人権と人権の衝突の調整というものでありますた。

つまり、ある個別的人権の規制が公共の福祉による制約の範囲内のものとして正当化されるもののかどうか、その個別的人権の行使と衝突する他の人権との調整として均衡しているかどうかと、いうことを基準にそれを判断するというものであります。このことを、公共の福祉という人は人権と人権の衝突の調整原理であるというふうに表現してきました。

この考え方には、権利を個々の国民の利益には直接には関連付けることの困難な国家の利益によって制限していた戦前の在り方を、戦後根本的に変更しようとしましたときには非常に重要な考え方であり、日本国憲法の解釈学説として通説的な地位を占めてきたということにはそれなりの理由があつたと言えます。しかし、いわゆる人権のインフレ化という弊害も伴いますので、現在その見直しが学会でも議論されているところであります。

レジュメの時計数字IVに入りますが、日本国憲法は十三条で幸福追求権という包括的な権利を抽象的な権利として保障し、それを基礎にして十四条以下で憲法制定時点において自律的生に不可欠と憲法制定者が考えた権利を個別の権利として規定いたしました。

しかし、憲法制定時点においては憲法で規定するまでもないと考えられていました利益が、その後の状況変化により憲法による保障が必要だと感じられるようになることが起り得ます。そのような場合にまず考えるべき対応方法、対処方法は、法律によりその権利を保障することです。権利侵害が私人あるいは行政により行われる危険が大きいような場合には、この対処方法が有効に働くであります。

しかし、権利侵害が立法により行われる危険が大きいというような場合には、立法府に期待するることは困難でありますから、憲法を改正して新しく個別的人権の規定を置くということを考えられます。そして、それを判断するといふことが考えられます。憲法の源泉である場合には、憲法改正は有効な対処方法とはなりません。

そこで出てくるのが、裁判所による新しい人権の創造、つくり出すという意味の創造ですけれども、創造という問題であります。裁判所は法の適用を任務とする機関であり、法創造を託された機関ではないから、そのような役割を裁判所に与えるのは憲法違反ではないかという疑念もないわけではありませんが、法適用は法解釈を通じての法創造を含み得るんだというふうに理解すれば、憲法解釈として可能な範囲内なら、新しい人権を裁判所を通じて創造するということも憲法の禁止するものではないと解釈することができます。

実際、憲法学説は、憲法十三条の幸福追求権を使つて新しい人権を根拠付けてまいりました。最高裁も恐らくはこの理論を基礎にして、今日まで、例えばプライバシー権とか肖像権とか指紋を取りられない権利とか名誉などの人格権等々に言及してきております。

このような理解の下で、現在、学説上まだ未解決となつておりますのは、幸福追求権の範囲をじやどう考えるのかという問題であります。それを広く解する一般的行為自由説と限定的に解する人格的利益説が対立しておりますけれども、ここではその問題には立ち入るのを避けたいと思います。

総論の問題として議論されているもう一つ重要な問題としては外国人の人権という問題もありますけれども、これもお話をするとかなり時間を取りますので、ここでは省略させていただきます。

以上で私の話を終わりますけれども、足りないところは御質問に答えるという形で補充させていきたいと思います。

参考人(土井真一君) 本日は、意見を述べる機会を賜り、大変光栄に存じます。

私の方からは、高橋参考人と重複するところも多く述べますが、新しい人権に関する議論の前提として、個人の尊重と基本的人権保障に関する基本的な考え方、そして包括的人権保護について私なりの意見を述べさせていただきました。

高橋参考人もおっしゃられましたように、日本国憲法は第十三条において「すべて国民は、個人として尊重される。」と規定しております。この個人の尊重あるいは個人の尊厳が憲法の中核的原理由であります。憲法学において広く認められています。

では、この個人の尊重原理が一体何を意味するのかということが問題になります。何よりもまず重要な点は、一人一人の人間が価値の源泉であるということございます。言い換えれば、個人の尊重とは、一人一人の人間に存在する固有の意義があり生きる目的があるということを私たちが相互に承認をするのだということを意味しております。これに対しても、物ですとか道具といったものは固有の存在意義を持ちません。道具はそれを用いる者の役に立つことに意味があるのであって、役に立たなくなったり気に入られなくなったりすれば捨て去られるという運命にあります。

しかし、人間はそうではありません。私たちには誰かのための単なる道具でも、ただ全体をうまく回すための歯車でもありません。私たちが互いに認め合うこと、これを私は人格の尊厳を承認するというふうに申しております。そして、このような人格である私たち一人一人は、同時に多様な存在

ただければ幸いです。

どうもありがとうございました。

○会長(小坂憲次君) ありがとうございました。

次に、土井参考人にお願いをいたします。土井参考人。

○参考人(土井真一君) 本日は、意見を述べる機会を賜り、大変光栄に存じます。

私の方からは、高橋参考人と重複するところも多く述べますが、新しい人権に関する議論の前提として、個人の尊重と基本的人権保護について私なりの意見を述べさせていただきました。

参考人(土井真一君) 本日は、意見を述べる機会を賜り、大変光栄に存じます。

私の方からは、高橋参考人と重複するところも多く述べますが、新しい人権に関する議論の前提として、個人の尊重と基本的人権保護について私なりの意見を述べさせていただきました。

なつてゐるわけです。この個性が一人一人の人間を形作つています。

したがつて、一人一人に人格の尊厳を認めることは各人の個性を尊重することを意味します。この人格の尊厳と個性の尊重の両者を併せて日本国憲法は個人の尊重を定めたのだと私は解釈しております。

そして、憲法がこのような個人の尊重を中心とするとして定めた意義は、人間の共同関係、とりわけ国家をこのような個人の尊重原理に基礎付ける点にございます。議論の出発点は私たち一人一人であるということを意味しております。私は、かけがえのない生命を与えられ、その個性を大切にしながら、幸福な人生を生きようと懸命に努力しているわけです。

幸福と申し上げますと、快樂や利己的な欲望を思い描く方もおられるかもしれません。自分の幸福はそれほど単純ではございません。自分の身近な人や大切な人の幸せもまた自分の幸せであるというふうに人間は感じるようになつてているのだと思います。

しかし、一人の力に限りがある以上は、自ら幸福な人生を生きようとすれば、互いに協力して共に生きていかなければなりません。そのため、人々の意見や利害の対立を調整し、秩序を守り、共同の利益を確保する働きが必要になります。それが政治であり、そのような政治的共同体が国家であると考えるわけです。

福な人生を生きようとすれば、互いに協力して共に生きていかなければなりません。そのため、人々の意見や利害の対立を調整し、秩序を守り、共同の利益を確保する働きが必要になります。

しかし、人間はそうではありません。私たちには誰かのための単なる道具でも、ただ全体をうまく回すための歯車でもありません。私たちが互いに認め合うこと、これを私は人格の尊厳を承認するといふふうに申しております。そして、このような人格である私たち一人一人は、同時に多様な存在

このような考え方を基礎とするならば、人々は共同し国家をつくるために公正な条件をあらかじめ定めなければなりません。この条件が破られれば、それはもはや対等な人格の協力関係ではなく、あからさまな力による支配に陥ってしまう。そのような共同のための公正な条件を定める法が憲法なのであり、その中核となる規定が基本的人権条項だと考えております。

それゆえにこそ、憲法は国家の根本法であり、かつ最高法規であって、その改正には厳格な手続が定められることになるわけです。これが立憲主義であり、憲法を定め、それに基づく政治を実現することで、個人が尊重される共同関係、みんなとともに自分らしく生きることができる協力関係を築こうとする思想であると私は考えております。

したがって、国民主権国家におきましては、立憲主義の思想は、単に統治機構のみならず、主権者としての国民もまた共有しなければならない思想なのだというふうに考えております。

二に、日本国憲法が保障する基本的人権でござりますが、次に、このような共同の公正な条件として憲法はどのような権利、自由を基本的人権として保障しているかを見たいと思います。

先ほど、私たちはかけがえのない生命を与えられ、その個性を大切にしながら幸福な人生を生きようとしていると申し上げました。そのような人間の在り方に共感し、それを尊重するためには、憲法十三条は個人の尊重条項の直後に、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を定めております。

私が私として自分らしく生きていけるためには何が幸福か、何がよき人生かを自分なりに考え、選ぶことができなければなりません。私たちは他人々と協力する必要がありますが、それによって私であることをやめるように強いられることがあつてはなりません。そのことを保障するのが自由権利であり、基本的人権保障の中心的位置を占めています。

次に、国家は私たちが形作る共同体なのですから、その共同の在り方を決める過程に私たち一人一人が参画できなければなりません。この民主主義の原則を権利として保障したのが憲法十五条を中心とする参政権的基本権になります。

さらに、みんなで協力をして生み出した共同の利益なのですから、各人がこのよだんな共同の利益に対して正当な持分を持たなければなりません。それを定めたのが憲法二十五条などの社会権的基本権となります。

そして、憲法十四条は、私たちはこのよだんな人権を認められた対等な存在として配慮を受けることを定め、これらの権利が侵害された際に救済を受けるために裁判を受ける権利など、法的保護を求める権利が保障されています。

日本国憲法の規定は比較的簡潔であると言われるのですが、基本的人権保障に関する限り、個人の尊重を基礎に体系的な構造を有する相当程度行き届いた規定であると私は思つております。ただ、人間のやることは完全ではありませんので、憲法が個別に規定していない新しい人権の問題が生じるということになろうかと思ひます。

第三に、包括的人権保障と新しい人権の問題ですがございますが、信教の自由や表現の自由などを定める憲法の個別規定が憲法の保障する基本的人権を限定するものであるか否かについては、日本国憲法草案を審議した帝国議会において既に議論がなされておりました。

憲法十一条は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」と定めております。ここに言う「すべての基本的人権」が、憲法が個別に規定する基本的人権をまとめた総称なのか、それを超えて文字どおり考え方される基本的人権を全

このよだんな基本的な考え方を受けて、憲法による包括的人権保障の基礎となつたのが憲法十三条の幸福追求権条項です。しかし、その文言は抽象的ですから、具体的にどのような権利が保障されるかが問題となります。

これについては、学説上、一般的の自由説と人格利益説の対立がございます。例えば、賭博の自由ですか自殺の自由といったものをめぐりまして、およそ全ての行為自由あるいは国家によつて不合理な制約を受けない自由一般が保障されるか、それとも、基本的人権と言つ以上、人格的な存在として認められるために必要な権利が想定されるかという議論でございます。これは基本的人権とは何かという問題にかかわる重要な議論でございますが、本日は時間の関係もございませんので、詳しくは触れさせていただけません。

最後に申し上げておきたいのは、新しい人権保障の扱い手の問題でございます。

憲法それ自体は言葉ですから、自らが活動するわけではありません。したがつて、誰かが憲法十三条を解釈して新しい人権を具体的に保障していく必要があります。

この点、憲法は八十一条で違憲審査権を認めておりますので、新しい人権保障の扱い手として裁判所が重要な役割を果たすことが期待されております。実際、プライバシー権などは最高裁判所の判例によつてこれまで承認されてきていたところでございます。しかし、裁判所は、個別の訴訟事件を通じて権利を保障することがその任務ですのでは、思い切つた形で新しい人権の保障を図ることには必ずしも適した機関ではございません。

そこで、国民代表機関である国会の役割が重要であるといつてなるわけです。もちろん、広範な合意が得られれば憲法を改正して新しい人権条項を加えることも重要な手法だと思います。しかし、国会自身が権利保障の必要性を十分に認識しておられるのであれば、法律によつてこれを実現していくという手法もございます。実際、知るものだというものでございました。

谷合正明委員からお願ひいたします。
○谷合正明君 どうもありがとうございます。
公明黨の谷合正明です。
今日は、お二人の、両参考人の皆様、本当にあります。

憲法の骨格を成します恒久平和主義、基本的人権の尊重、國民主權主義の三原則は、人類の英知ともいべき優れた普遍の原理であり、この精神を国民生活と日本社会の隅々まで定着させていくということに全力を尽くすというのが公明黨の基本的な立場であります。憲法改正につきましては、現憲法は優れた憲法であり、平和、人権、民主の憲法三原則を堅持しつつ、環境権など、時代の進展に伴い提起されている新たな理念を加えて補強するという加憲が最も現実的で妥当であるとの考え方であります。

そこで、両参考人に二点お伺いしたいと思います。
まず一点目は、憲法改正の視点についてであります。民主主義国家の憲法は、国家のためにあるのではなく、国民の幸福追求のためにあります。また、人権保障の拡大と國民主權の徹底は民主主義国家の歴史の流れであり、したがって、憲法改正の視点は、国民の幸福追求の人権保障の拡大と國民主權の徹底でなければならないと考えます。だからこそ、加憲が最も現実的で妥当なものであると考えますが、まず、この点について御所見を伺いたいと思います。両参考人に。

○会長(小坂憲次君) では、どちらから。
土井参考人。
○参考人(土井真一君) 私も、國民主權の原則あるいは基本的人権保障の原則というのが日本国憲法の基本原理でありますし、それ自体が問題のある状態にあるとは思つておりますので、その原則が基本的に維持されるのが適当かと聞かれれば、それが適当ではないかというふうに思いました。その中で、環境権等新しい人権を加えていくということが適當ではないかという御意見であろ

うかと思いますが、先ほど申し上げましたように、人権保障の基本的な考え方、枠組みを基礎としながら必要な修正を加えていくのが基本的に適当というふうに私自身も考えております。

以上です。

○会長(小坂憲次君) 高橋参考人、お願ひいたします。

○参考人(高橋和之君) 私も基本的にには、今、土井参考人が言わされたことと同じように考えていますけれども、憲法改正によって新しい人権を書き加えていくと、場合に必要なことは、単にみんなが望んでいるからいう権利が人権としてあつたらしいねということで加えるということは、いろんな点でデメリットが大き過ぎるというふうに感じております。むしろ、新しい人権といふものを付け加えたいということであれば、なぜそれが必要かと。それは、皆さんは立法府にいられるわけですから、そういう権利が必要だと考えれば、まずやるべきことは法律によって具体化する

しかし、法律によつて国民が望んでいる権利を実現しようとしても、既存の人権に衝突してそれができないんだと、だから新しい人権を憲法の中に書き加えて、既存の人権と平等な立場で調整するんだということであろうかと思いますから、どうの点で現行の人権規定の在り方の中で新しい望む人権を実現できないのか、何が障害になつてゐるのかということを議論で明らかにした上でそれを書き加えないといふのは、たぶん間違つてゐる、かえつて混乱を生み出すということになります。

以上です。

○会長(小坂憲次君) それでは、今度は高橋参考人からお願ひいたします。

○参考人(高橋和之君) 日本国憲法は御承知のように権力分立の原理を基礎にしてきておりますから、しかも憲法、立憲主義の下に憲法に従つて政治を行うことが要求されているわけですから、もちろん行政なりが人権侵害をしないように参議院がチエックをしていくといふことは、非常に重要なことだと思います。

しかし、憲法を守る役割、これこそが参議院の役割だと言われることに対しては、果たしてそうなのかななど。それは大いに結構なんだけれども、憲法全体の体系の中で参議院がそういう役割を期待されているのかというと、ちょっと違うんですね。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

になつてゐるのか、どこをどう変えたいのかといふことを明らかにした上でやつていく必要があることを明瞭にした上でやつていく必要があります。だらうと思います。

○谷合正明君 もう一問聞かせていただきたいと思います。それは、参議院の憲法保障機能、言わば参議院の役割ということなんですが、政府と官の行動を縛つて国民の自由と権利を保障することが憲法の本質的な役割であり、それが立憲主義であると私は理解をしています。

そこで、憲法と国会の関係について考えますと、国民の代表機関であります国会というのは、政府と官が憲法を誠実に遵守するよう監視する立場にある。とりわけ、政府から距離を置くことができる参議院はこの憲法保障機能を担うにふさわしいのではないかと。立憲主義の徹底の確保が参議院の存在意義ではないかとも考えます。

この点、参議院の責任といふものは大きいんだと思いますが、この点について両参考人、御意見を賜ればと思います。

○会長(小坂憲次君) それでは、今度は高橋参考人からお願ひいたします。

○参考人(高橋和之君) 日本国憲法は御承知のように権力分立の原理を基礎にしてきておりますから、しかも憲法、立憲主義の下に憲法に従つて政治を行うことが要求されているわけですから、もちろん行政なりが人権侵害をしないように参議院がチエックをしていくといふことは、非常に重要なことだと思います。

ただ、その人権保障のためだけに特化されるのかと、それはまた別の役割も十分果たしていかれるべきではないのかなというふうに思います。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

以上です。

○谷合正明君 ありがとうございます。

終わります。

○会長(小坂憲次君) 次に、井上哲士君。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

今日はお二人の参考人、本当にありがとうございます。

</div

であるというのは確かでございます。アメリカの場合には独立戦争を戦つた後にできた二百年以上の歴史を持つ憲法でございますし、フランスも人権規定の部分は実は人権宣言に遡るという歴史を持つてゐる国でございます。それに比べますと日本は新しい段階でできた憲法でございますので、社会的権利を含めて多くのものが入つてゐるとうのは確かにそうだろうと思ひます。

高橋参考人がおっしゃつておられるのもその通りでございまして、憲法は理想を示してゐるという側面がございますので、我々国家が今後も尊重していかないといけない権利を高らかにうたつていくということも大事な役割だと思います。ただ、それがその理想に過ぎて、実際になかなか実現が難しいということになりますと、憲法に書いただけということも大事な役割だと思います。ただ、それがその理想に過ぎて、実際になかなか実現が難しいということになりますと、憲法でもそういうのをやつていいんだという、そういう主張ではないんだと思うんです。

したがつて、憲法に書くと、以上は、やはりそれをきちっと実現していくという意気込みといいますか、見通しというのがはつきり出た段階できちっと守つていくべき価値として書いていくと、それが大事で、高橋参考人が先ほど来、まず立法で広く合意を形成しながら、これならいけるんだという話になつた段階でちゃんと憲法に書いて守つていくべきだとおっしゃつてゐるのはそういう趣旨だらうと思いますし、私自身もその点についてはそのような方向でおやりになるのがよいのではないかというふうに思つております。

○会長 小坂憲次君

次に、松井孝治君。

○松井孝治君 民主党の松井孝治でございます。両先生、大変貴重なお話を伺わせていただきまして、ありがとうございました。

掘りをして伺いたいんですが、特に今、土井先生がおつしやつたことについて更に詳しくして、ありがとうございました。

今、両先生がおつしやつたことについて、その意味で、立憲主義は国民も共有しているということの意味をもう少し詳しく伺いたいので、私の場合は土井先生に絞つて、むしろ八分間を有効に御答弁をいただいたら、御説明をいただいたら有り難いと思います。

先ほど申し上げましたのは、特に国家権力に関する

私は、立憲主義というのは当然その時代の背景によってその内容が変わってくるのは当然だと思つています。君主制の下において、先ほど高橋先生がおっしゃいました、憲法の名であつた人は国家であるという考え方は当然そうですし、それは名前ではあるんですけど、あて人は君主であつたことだと思つて、が、現代社会においては政府の在り方が変わってきています。

要するに、国家権力、すなはちそれが、かつては君主、今であれば日本国の政府を名あてにしこそ性の担い手というのだが、今、國家・中央政府だけではなくて、地方政府やあるいは様々な主体が、国民あるいは国民が属してゐる企業であるとか、いろんな公益的な団体も含めて公益の担い手になつていて、それは全体として國民主権の現憲法体制下の民主制によつて担保されているという状況の中で、この憲法のあるいは立憲主義の名あて人というものは、私は、土井先生がおっしゃつたよなないわゆる狭い意味での国家だけではなくて、より国民も共有しなければいけないというふうに考へるわけですが、その意味で土井先生に補足御説明をお願いしたいのは、国民が共有するその立憲主義の内容というのは現代的にどういうものなのか、もう少し御説明いただければ有り難いと思います。

○参考人(土井真一君)

國民権というのをどのように考へて、いくかということが問題だと思つま

す。

国民概念というのは多義的でして、国家権力の行使に関与していく、例えば選挙において国会議員を選ぶとか憲法改正の手続で国民投票に参加するという、自ら国家権力に関与していく意味での國民という意味もござりますし、日々日常生活を送つてゐる私人としての國民という意味も、いろいろあるわけでございます。それを前提にして、どの意味での國民がどういう形で憲法とかかわつてゐることです。

先ほど申し上げましたのは、特に国家権力に関

与していく、選挙ですとかあるいは法律の制定を求めていくですか、いろんなことをやつていくときの国民は、それもまた一つの国家の重要な役割を果たしているわけですから、だから自分で好きなことをやつていんだという、そういう主体が、主権という話をしますと、憲法でもそんなんできています。

私は、憲法の名あて人は、土井先生は現代においては一人一人が公共的な役割を担うたて、公共的な役割を果たそうであつて万能なだけ、あるいは万能だ、絶対だと言われるのは、それは法的に見ればそう評価するしかないと言つてゐるだけでありまして、現実にそうではないんです。例えば、全国民が集まつて幸せになれというふうに命ずれば幸せになれるならこれだけ楽なことはないわけで、現実にそういうふうに意思したことからといって、実際に実現していくためには大変なプロセスが必要になるわけです。

そういうふうに考へると、基本的には、主権者である、最高の責任を負う権力者なのだと、立場になればなるほど、自分が賢明な決定ができるよう工夫が必要だということを認識する必要があるのだろうと思います。そのためには、憲法が憲法で、憲法というのは基本的に、国民が賢明な選択をするためにその代理人である国会や、あるいは内閣や裁判所にどういうことをさせるのかといふことを考へて、規範なんだろうと思ひます。その意味で、国民にとってもこの仕組みといふのをしっかりと守つていかないといけないといふふうに考えられます。

○参考人(土井真一君)

憲法の規定によります。明らかに国会の規則のようないふうに考へられますでしょうか。

○会長(小坂憲次君)

簡潔にお答えください。どうぞ。

○参考人(土井真一君)

憲法の規定によります。明らかに国会の規則のようないふうに考へられますが、憲法の名あて人は、土井先生は現代においては一人一人が公共的な役割を担うたて、公共的な役割を果たす必要だと認められてゐる権利もたくさんあるわけです。その意味では、一人一人の国民を単なる社会において私益を実現する存在だと考へるのはやはり誤りで、国民主権国家においては一人一人が公共的な役割を担うたて、公共的な役割を果たす必要だと考へておられます。

○松井孝治君 残りの一分で端的に伺いたいんです。でもそれは国家のみを名あて人としているというふうに考へられますでしょうか。

○会長(小坂憲次君)

簡潔にお答えください。どうぞ。

○参考人(土井真一君)

憲法の規定によります。明らかに国会の規則のようないふうに考へられますが、憲法の名あて人は、土井先生は現代においては一人一人が公共的な役割を担うたて、公共的な役割を果たす必要だと認められてゐる権利もたくさんあるわけです。その意味では、一人一人の国民を単なる社会において私益を実現する存在だと考へるのはやはり誤りで、国民主権国家においては一人一人が公共的な役割を担うたて、公共的な役割を果たす必要だと考へておられます。

○松井孝治君 ありがとうございます。

○会長(小坂憲次君)

ありがとうございました。

○外添要一君

今日は大変ありがとうございました。

○外添要一君

まあ、私も、高橋、土井両参考人と同じよう

に、その十三条の個人としてと、個人として全て

国民は尊重されるという、個人としてという言葉是非常に憲法學的にも人権論の系譜から離れて非常に重いというふうに思っています。

私がかつて自民党にいたときに、自民党の第一次憲法草案はきちんと個人としてという文言をそのまま維持をいたしましたけれども、昨年発表されました第二次自民党的草案では、個人じやなく人としてというふうに変わっています。私は、恐らくその議論の、そこにいたわけじやありませんけれども、その議論の背景としては、個人といふのは何か個人主義で勝手ばかりやりつて、権利ばかり主張して義務の観念がないんじやないかといふそういう、まあ悪く言えば感情的な議論に押されたのではないかなとそんたくする点もあるんですけれども。

公益の方は、私は通常、公共の福祉と公益といふのは同じ意味で使って、公共の福祉より短いものですから、簡単に言うときは公益と言つていいのですけれども、それほど違はないかなと思つております。福祉という言葉に着目すると、福祉というのは、まあ何か良いものという感じを私は言葉から受けるんですけれども、それに対して秩序というと、何かもうちょっと怖いものかなといふ感じを受けるんですね。

いるということになりますが、その人権に対立している人権つて一体何だろかということになりますて、町の美観だと。町の美観はどういう人権かというと、人権に何か関連付けないと説明ができないから、いやいや、国民党は美しい町に住む権利があるんだという説明になるわけですね。じゃ、そんな権利どこに書いてあるんですかね。と言うと、適切な条文がないから十三条で、新しい人権の規定を使つて、いや、そういう人権もあるんだという説明になる。そうすると、人権といふものがインフレしていくわけですね。そん

とであります。
以上であります。

○福島みづほ君 日本国憲法は国會議員や様々
な、天皇、摂政、公務員に憲法尊重擁護義務を課
してはいますが、自民党的憲法案は国民に憲法尊重
擁護義務を課している。これは立憲主義の立場か
らどうか。高橋参考人、いかがでしようか。

そして、立憲主義の話を今日していただきまし
たが……

○会長(小坂憲次君) 時間が来ております。
○福島みづほ君 よい。では、少しづつ聞きこい

そういう意味で、日本国憲法の下において國民が憲法によって直接憲法保持義務を負っているということはない。現在の憲法の方が本来の立憲主義の在り方に忠実であるこれを、そこに國民を持ち込むというのはどうかという意味を持つてくるんだろうかなという感持つております。

以上です。

○福島みづほ君　ありがとうございます。

○会長(小坂憲次君)　恐れ入ります。

次に、ほんとうに皆。

そういう意味で、日本国憲法の下においては、國民が憲法によつて直接、憲法保持義務を負わせられてゐるということはない。現在の憲法の在り方が本来の立憲主義の在り方に忠実であるとそれを、そこに國民を持ち込むというのはどういう意味を持つてくるんだろうかなという感じを持つております。

お見つけたのが白雲と申します。私は、これは全く私の主観的な印象でありますけれども、そういう違いが出てくるんだろうと思うんですね。

もうちょっとと時間を使って関連したことを
しすると……

○参考人(高橋和之君) よろしいですか。
○会長(小坂憲次君) 福島さん、両方の参考人に
御質問ですね。

○福島みずほ君
いや、高橋参考人
す。

○会長（小坂憲次君） そうですか。
それでは、どうぞお続けください。

の事例で高橋和也さん、同じく公井の相棒。この制限という点については、私の話の中では深く立ち入る時間がなかつたんで立ち入らなかつたんで

すが、学説上、現在、従来のような人権衝突の調整原理でいいんだろうかということがいろいろと

講論されております。なぜならば、現実に人権を制限している様々な法律が、人権と人権が衝突しているといふうに説明するのが非常に困難な場

合が結構たくさんあるわけですね。

しているとか立て看板を規制しているという場合に、そのビラ張り、立て看板は表現の自由によつて保障されている人権で、これは人権を制限して

いるということになりますが、その人権に対立しないから、いやいや、国民は美しい町に住む憲法上の権利があるんだという説明になるわけですね。じゃ、そんな権利どこに書いてあるんですかと言ふと、適切な条文がないから十三条で、新しい人権の規定を使って、いや、そういう人権もあるんだという説明になる。そうすると、人権といふものがインフレ化していくわけですよ。それは説明として余りよろしくないのではないかと。戦後間もなくのころは戦前の違いを強調するために、人権間の衝突ということによつて、安易に国家の利益のようなものを持ち出さないために、そういう説明をしてきたんだけれども、現在では、戦後直後とは違つてきてるから公共の福祉のとらえ方も変えてる。変えてもいいんですね。いかと。むしろ人権のインフレ化の方が問題になつてきてるんで、本当に守るべき人権をきちんと守るために、うまいことではなかつて、守るためには違つた理解にしたらどうか。たの議論が出てきたということですね。そういう学説上の見直しが行われているということです。

ただ、これは言つておきますけれども、人権を制限する範囲を広げるためには、公共の福祉の見直しをやつているんではなくて、人権のインフレ化を避けるためにもう少し緻密な議論にしていきましょうということであつて、人権を制限する範囲が広がるわけじやなくて、むしろ人権を制限する範囲を厳密に考えていましよう。ただ、その場合に、人権に対してもう人権を対抗させないと正当化できないというのではない。公益でもいい。ただ、どういう公益の場合には、人権でない公益

とであります。

○福島みずほ君 日本国憲法は国会議員や様々な、天皇、摂政、公務員に憲法尊重擁護義務を課していますが、自民党の憲法案は国民に憲法尊重擁護義務を課している。これは立憲主義の立場からどうか。高橋参考人、いかがでしょうか。

そして、立憲主義の話を今日していただきましたが……

○会長(小坂憲次君) 時間が来ております。

○福島みずほ君 はい。では、いっぱい聞きたいことがあります。それでお答えください。済みません。

○参考人(高橋和之君) 憲法九十九条で憲法を守るべき人というのが挙げられておりまして、そこには国民というのは書いていない。これは、立憲主義の原理に非常に忠実に従つたものでありますて、主権者たる国民が権力を行使する人に対しても、そういう立場に立つた人に対する憲法を守りなさいということを要求している規定だと私は読んでおります。

ただ、先ほどから土井参考人の話の中にもありましたけれども、国民が全く立憲主義とは関係ないのかというか、憲法を守らなくていいのかという、そうではない。もちろん、国民が作つたといいう建前ですから、国民は憲法を守らなければいけない。しかし、国民が憲法を守らなきやいけないことになる場合というのは権力的な立場に、強い地位に就いた場合であって、そうじやなければ憲法によって拘束されるということはない。

じゃ、選挙する場合はこれはどうなのか? ということですけれども、選挙も広い意味では権力的な立場に立つということ、意味を持っている。選挙権の性格として公務という性格もあるんだということは以前から言われて、指摘されてきたことでありますけれども、たしかし、日本国憲法は、選挙権については公務という性格からよりは権利という性格からとらえたんだというふうに私は解釈しております。

そういう意味で、日本国憲法の下においては、國民が憲法によって直接、憲法保持義務を負わせられているということはない。現在の憲法の在り方が本来の立憲主義の在り方に忠実である。それを、そこに國民を持ち込むというのはどういう意味を持つてくるんだろうかなという感じを持つております。

以上です。

○福島みづほ君 ありがとうございます。

○会長（小坂憲次君） 恐れ入ります。

次にはたともこ君

○はたともこ君 生活の党のはたともこでござります。

本日は、両参考人の先生方、貴重なお話をありがとうございました。

私は二点伺いたいと思いますが、まず、大阪の橋下徹市長の従軍慰安婦についての一連の発言について伺いたいと思います。

私が橋下市長の一連の発言の中において特に許せないと思うのは、男性の性の対象として女性を利用するという考え方でございます。

五月二十七日の橋下市長の見解文にはこのように書かれています。性の対象として女性を利用する行為そのものが女性の尊厳をじゅうりんする行為ですと書かれておりますが、同じ見解文の中で、日本で法律上認められている風俗営業を利用することについて、米軍司令官に対する発言を撤回した上で、このよう書かれております。合法であっても、女性の尊厳をおとしめる可能性もあり、その点について予防しなければならないことはもちろんのことですと書かれております。

私は、男性の性の対象として女性を利用するという行為だけでなく、考え方そのものが女性の人権、尊厳を傷つけるものであり、日本国憲法の趣旨に反する考え方だと思いますが、両先生方の御見解を伺いたいと思います。

○会長（小坂憲次君） どちらから行きましょうか。

上井参考人、お願ひいたします。

○参考人(土井真君) 橋下市長がどういう趣旨でおっしゃられたのか、あるいはそれがどういう意味なのかということは、私、通じておりませんので、括弧に入れて一般論として話させていただきますと、先ほど申し上げましたように、人は人格として取り扱われなければならぬということは人を道具として取り扱ってはいけないということを意味しており、その最大のものは憲法が定めております奴隸的拘束の禁止であつて、単なる人の欲望や目的のためのみに人を使つてはいけないということを定めていると。そういう行為に当たるようなものは許されないというのが基本だらうというふうに思つております。

○参考人(高橋和之君) 私も余り詳しくこの事件、余り気分のいいものではありませんから、発言をフォローしていいんですね。正確に理解しているかどうかが分からぬので、それについてコメントできる立場にならんのですけれども、今は議員から言われた限りで、聞いていた限りでは全くおっしゃるとおりではないかなという印象を受けました。

以上です。

○はたともご君 では次に、政府が発行すると伝えられ、大きな批判を受けております女性手帳の問題に関連して伺います。

これから考えていく新しい人権の中で、リプロダクティブライト、女性の自己決定権を明確にしていくべきだと思いますが、両先生方の御見解はいかがでしょうか。

○会長(小坂憲次君) それでは、高橋参考人からお願いできますか。

○参考人(高橋和之君) 質問の趣旨を正確につかんだかどうか分からぬですけれども、リプロダクティブライトを憲法の中で規定していくべきだというふうに考えるけど、どうかという趣旨でしょうか。

○はたともご君 新しい人権の中で、リプロダクティブライト、女性の自己決定権を明確にしていくべきではないかということでござります。

○参考人(高橋和之君) そういう権利を認めていくべきだと私も考えておりますけれども、それは新しい人権としてまず憲法解釈の中で考えて、それに基づいて立法を考えしていくのが対応の仕方としていいんではないか。直ちに憲法の中に書くということになると、どのように書いていたらいいのか、これは非常に難しい問題になるのではないか。非常に抽象的に書けば書けるんだろうと思いますけれども、抽象的に書けば、後、どういうふうに解釈していくかという難しい問題を裁判所にボールを投げただけになってしまいますから、ます法律で具体化していく。それをやってみて、本当に憲法でどういう形で書く必要があるかということが分かった段階で憲法で書くという手順を踏むのがよいのではないかと思つております。
以上です。

両先生、本日は本当にありがとうございます。
私は、二問、一問まず高橋先生に、あと二問目を
両先生に伺わせていただきたいと思います。
初めに、先ほど福島みほ先生の関連で高橋先生に伺わせていただきたいんですけれども、十三条の公共の福祉の考え方で、人権と重要な公益との調整ということも原理として含むものではないかということが今学説で議論されているということをございますけれども、そこで議論されているその重要な公益、先ほど町の美観のことを例としてお示しいただきましたけれども、ほかに例えばどういうものがあつて、かつ、それを人権と比較する際に、判断の基準あるいは要件としてどういうような議論が今なされているかというのを少し、簡潔で結構でございますので、東京大学の長谷部先生などが中心に議論をなさっているようなことではないかというふうに私は理解しているんですけれども。
あと、最後に、そうした重要な公益であつても、最後はやっぱり侵すことのできない切り札としての人権といったお考えもあるというふうに理解しているんですけども、そうしたことでも含め、その議論のポイントというものを簡潔にお教えただけますでしょうか。
○参考人(高橋和之君) 具体的にどういう場合というるのは、先ほど頭に浮かんだのが町の美観でありまして、それ以外にどういったことを議論しているかと、ちょっと今すぐに頭には浮かんでこないんですけども。浮かんでこない、申し訳ありません。

○小西洋之君 ありがとうございます。

では、いずれにしても、先ほどの議論はあくまで人権のインフレを防ぐため、つまり、個人の尊厳に立脚した憲法の人権尊重というものをしつかりと守つていくために、人権を制限する範囲を広げるのはなくして、むしろインフレを防ぐために、その範囲を厳密にするために行われている議論だというふうにお教えだという理解でよろしいでしょうか。

○参考人高橋和之君　はい、そのとおりです。
○小西洋之君　ありがとうございました。
では、二つ目の質問、両先生に伺わせていただきます。
本日は、新しい人権についてそれぞれ、生まれ方として、立法による対応あるいは裁判所の判例、判決といったようなこと、基本的に私もこの新しい人権については、高橋先生あるいは両先生のお考えである、まずは立法府で、もうどうしても憲法を変えなければ国民を救うことができないと、国民を守り幸せにして救う立法ができるないというところまで具体的に議論を整理して初めて発議者として主権者の国民の皆さんに新しい人権についての憲法改正をお願いする、それが本来の憲法の考え方、筋であるというふうに理解しております。
そこを踏まえさせていただいた上で、今、九十六条、改正の発議要件の議論がござりますけど、これを二分の一に緩和するという議論がありますけれども、仮に二分の一に緩和した場合に、新しい人権のある意味発議しやすくなるわけでござりますので、生みやすくなるというような考え方もあるかと思います。
ただ、一方で、先ほど両先生からお教えいたしましたことは、例えば最高裁の判例でプライバシー権、肖像権等々の権利性が指摘されてきたあの経緯が、歴史があると。そうしたときに、仮に我々立法院の努力が足りなくて最高裁が新しい権利を認める、あるいは違憲であるというような判決を出した場合に、九十六条を緩和してしまいますと、全ての国政選舉において、その最高裁の判決あるいは違憲判決をひっくり返す憲法改正案が容易に提出できることに、発議できるようになれる環境が整備されてしまうということになります。
つまり、伺いたいことは、新しい人権を国民のためにある意味整備といいますか育てていくことを考えたときに、この九十六条の緩和論というのは一体どのように考えたらいいのか。つまり、生みやすくもあり、かつ同時に殺しやすもあると

おくという意味がありますけれども、そうでないならば、あえて憲法に書く必要もないかなというのが私の感じであります。

以上です。

○亀井圭紀子君 以上です。ありがとうございます。主党の増子輝彦でございます。

○会長(小坂憲次君) 次に、増子輝彦君。

○増子輝彦君 会長、ありがとうございます。民

主党の増子輝彦でございます。

私は福島県選出の議員でございますけれども、御案内のとおり、一昨年の三月十一日の東日本大震災、そして東京電力第一原発の事故以来、早いものでもう二年二ヶ月が経過をいたしました。いまだ福島県民十六万人近くの方々が県内外に避難生活を強いられています。特に子供が一万八千人近く避難をしているという状況を考えて、今、私ども 大変申し訳ないという気持ちと同時に、一日も早いこの原発災害から福島県を再生させることが、そして東日本大震災の復旧復興に全力を挙げていかなければならぬと思つてゐるわけであります。

特に原発立地地域の双葉郡の地域の皆さんは、一瞬のうちにふるさとを追われ、人生が変わり、生活が変わってしまいました。仮設住宅での生活を強いられている、借り上げ住宅での生活に今苦しんでいるわけであります。家族はばらばらであります。いわゆる災害関連死でも多くの方々が尊い命を失つておられる。医療もままならない。子供の教育も本当に大変厳しい状況であります。

賠償という名の、今、特に原発立地地域の皆さんは、月十万円東電から賠償金をもらつてゐる。この十万円が、実は人の心を傷つけながら、地域を分断しながら、様々、実はある意味では迫害を受けているわけであります。それぞれ仮設住宅に住んでいると、その地域の皆さんから、おまえも事実でござります。

こういう状況の中で、本当に、我が国の憲法十

三条で実は保障されているこの基本的個人権や幸福の追求権というものが本当にここで守られているのかどうか、これは、市町村長さんはもちろんのこと、この被災地の地域住民の皆さん、あるいは我々も真剣に今考えいかなければならない大事

な私は視点だと思つてゐるわけであります。そういう状況の中で、両先生に今日はおいでいただきました。せつかの機会ですので両先生にお尋ねしたいと思いますが、こういふかの災害者はの皆さんとの基本的個人権、あるいはそれぞれ人権が尊重されながら、幸福権をどういう形の中で回復していくのかどうか、こここのところが私は全国に与えられている大変重要な問題であり課題だと思つてゐるわけであります。

そういう意味で、原発事故、国のエネルギー政策の中東京電力の事故起きましたから、東電にももちろん責任あります。今後、場合によつてはほかの電気事業者の原発でも事故が起きるかもしれない。起こらないことを私も願つています。そして、日本が今、安倍総理が積極的に海外に原発を輸出しているといふこの動き、福島の原発が完全に収束していない中で本当に海外に原発を輸出するといふことがいいのかどうか。これらの問題、我々に深く考えていかなければいけない様な課題を与えているわけであります。

風化が心配であります。霞が関も水田町もやっぱり風化していることは否定できない事実だと思つております。私ども、是非この問題について

解決しようとしても、それは理論的には、幸福追求権というのは抽象的な権利であつて、具体化が必要でありますから、その具体化を解釈で、憲法の解釈でやるというのは、現状ではまだなかなかそこまで煮詰まつていないんじゃないかなという印象を受けました。

以上ですが、

○参考人(土井真一君) 被災者の皆さん方が置かれている厳しい状況は分かりますし、それをきっと救済をし、あるいは元の生活に戻つていただくというように尽力すべきだというのはそのとおりだろうと思います。

それを憲法上どう位置付けるかなんですが、先ほど少し申し上げましたように、憲法の中、幾つかの類型がござります。一つは、みんなで協力する際に、やっぱり協力なんだから、私らしい、それが奪われてはいけないという、これが自由権だ

ことが第一点。第二点として、今後、こういう原

發事故のような場合の問題について新しい人権とか幸福の権利といふものについて何らかの形で書き加えていくことが必要かどうか。こういったことにつきましてお二人の先生の御見解を伺えれば有り難いと思います。よろしくお願ひいたします。

○会長(小坂憲次君) 高橋参考人からお願いします。

○参考人(高橋和之君) おっしゃることの意味は分かるんですけども、何が憲法論かということがちょっと私の頭の中で整理付かないでいるんで

すけれども、原発による被害をどう救済するか、これは幸福追求権に反するんではないかと言われる、政治論としては全くそのとおりだと思います。でも、それを救済するという場合には、これは自由権の侵害があるということではありますから、法律によって具体化する以外に国として

は動きようがないんじゃないかなと思います。ですから、皆さんがまず法律を作つて、どういふうに救済するか、それをやついていただくといふことではないかなと思います。これを憲法で解

決しようとしても、それは理論的には、幸福追求権というのは抽象的な権利であつて、具体化が必要でありますから、その具体化を解釈で、憲法の解釈でやるというのは、現状ではまだなかなかそこまで煮詰まつていないんじゃないかなという印象を受けています。

以上です。

○参考人(土井真一君) 被災者の皆さん方が置かれている厳しい状況は分かりますし、それをきっと救済をし、あるいは元の生活に戻つていただくというように尽力すべきだというのはそのとおりだろうと思います。

○会長(小坂憲次君) 磯崎仁彦君。

○磯崎仁彦君 ありがとうございます。

両参考人から非常に貴重な御意見を賜りました参考になりました。ありがとうございます。

私からは、両参考人に同じ質問をさせていただきたいたいと思います。

まず一点目は、先ほど福島委員の方から私どもの憲法改正草案の国民の憲法尊重義務について質問があつて、高橋参考人からお話をいただいたかと思いますが、私どもはやはり、国民は主権者であり憲法制定権者ということでおざいますので、

という話です。もう一つは、みんなで協力するんだから、その協力した利益をみんながちゃんと分かち合わないといけませんねという、そういう権利、これが社会権、生存権であると。今恐らく御質問になつたのは後者の権利なんですね。ある人たちに対して災害で犠牲が生じてると、それをみんなで協力しているんだから何とかしてあげないといかぬのではないかと、助け合うというのが大事だろうという、そこにかかわつてくるんだと思うんです。

この種の権利を基本的に憲法に書き込んで裁判所で実現するといふのは非常に困難なんです。やっぱり共同の利益をどういうふうに確保して分配するかということは、これは国民の代表者が基本的に考えるべきことで、なので、生存権という規定が二十五条はあるんですけども、この実現の最大の担い手はやはり国会なんだという説明をしていることになるわけです。

その考え方からすると、福島の方々が苦しんでおられるのはその生存権にかかるような部分で、人としてやっぱり最低限度の生き方をちゃんとできるよう条件を整えてくれといふところです。この二十五条の趣旨を最大限生かして、やはり国会において法律上の措置、予算上の措置ということを二十五条の要請だとして実現していかれるというのは、やはり憲法の上では基本なものじゃないかというふうに思つております。

当然のことながら憲法尊重義務を持つてゐるといふに思つております。そして、この新しい憲法の中でも、一般国民と、公務員はその憲法を尊重し更に擁護する義務ということで、全く同じということではなくて、何か公務員の場合には規定が守られない事態に対しては積極的にそれに対する抗するということで、一歩進んだ憲法尊重、擁護ということまでのが義務と、レベルを分けて規定をしているということまでござりますので、こういう規定も含めてどのようなお考えなのかということをまずお伺いをしたいと思います。

そして、二点目は、新しい人権を憲法に書き加えることについてございますので、こうい

うふうに思つております。そこで、この新しい憲法の中でも、一般国民と、公務員はその憲法を尊重し更に擁護する義務ということで、全く同じということではなくて、何か公務員の場合には規定が守られない事態に対しては積極的にそれに対する抗するということで、一歩進んだ憲法尊重、擁護ということまでのが義務と、レベルを分けて規定をしているということまでござりますので、こういう規定も含めてどのようなお考えなのかということをまずお伺いをしたいと思います。

そして、二点目は、新しい人権を憲法に書き加えることについてございますので、こうい

うふうに思つておりますので、この違いといふことでも賛否両論あるといふに思ひますけれど

うのはやはり明確にしていく必要があるのだろう

と、いうふうに思ひます。

特に、個人の尊重について私が特段申し上げま

したのは、実は憲法は、九十九条の方には書いて

いないんですが、十二条の方で権利の濫用はして

はいけないとか、そういう規定はあるんですね。

それは先ほど申し上げた種類の違いから来る規定

の仕方を変えていたといふことですので、その点

はやっぱり十分配慮が必要なんぢやないかと思ひます。

もう一つ例を申し上げますと、例えば環境とい

う、環境権につきましても、良好な環境を享受す

る権利という権利側から規定する場合と、国がそ

ういうものを保持する義務ということで、権利と

義務の両面からの規定というのは可能かと思ひま

すけれども、これは例えば規定の仕方によつて何

か法的救済の仕方が変わらぬのか、このことについて

兩参考人に御意見を賜りたいといふに思ひま

す。

○参考人(小坂憲次君) 土井参考人からお願ひして

よろしいですか。

○磯崎仁彦君 はい。

○参考人(土井真一君) まず最初に、憲法尊重義

務の問題でござります。

私は、憲法の名あて人の中に国民が理念的には

が憲法を定めているわけですから、自らがそれに

拘束されながら自らが決めた価値を守つていこう

というのであつて、自己拘束なんです。それに対

して、その他の政府の代理人たちは、それは主人

から命じられた拘束なわけです。ここ違ひとい

うのはやはり明確にしていく必要があるのだろう

と、いうふうに思ひます。

それに、個人の尊重について私が特段申し上げま

したのは、実は憲法は、九十九条の方には書いて

いないんですが、十二条の方で権利の濫用はして

はいけないとか、そういう規定はあるんですね。

それは先ほど申し上げた種類の違いから来る規定

の仕方を変えていたといふことですので、その点

はやっぱり十分配慮が必要なんぢやないかと思ひます。

それから、権利と義務についてどちらがどうか

だといふことを想定されるのであればやはり権利

がやはり原則だらうと思ひます。その意味で

は、最終的に個人にこういう権利主張を認めるの

だといふことを想定されるのであればやはり権利

という形で、それに対して、個々人がどうこ

ういう形で書き込むこともあるんではないかとい

うことでありますけれども、それは、そういう書

場合があるんですけれども、権利という以上は最

終的には個々人が行使できないといふ

のがやはり原則だらうと思ひます。その意味で

は、最終的に個人にこういう権利主張を認めるの

だといふことを想定されるのであればやはり権利

という形で書き込むこともあるんではないかとい

うことでありますけれども、それは、そういう書

き方は当然あり得ると思うんですけれども、責務

と書くこととは國民に権利を認めないと

するのであれば國家としての責務規定という方向

に行くのだろうと思ひます。

環境なんかはどうちらの面もあるのは確かで、特

に環境の場合難しいのは、今生きている人たちだ

けの幸せではなくて、むしろ将来の世代の利益の

問題になるので、その将来の世代に関する利益の

問題を権利化する方がいいのか、それとも責務規

定化するのがいいのか、その辺は議論のあるこ

とだらうと思つております。

以上です。

○参考人(高橋和之君) 第一点の国民の憲法尊重

義務というのを入れるのはどう考へるかといふこ

とでありますけれども、これを入れることによつ

てどういう法的効果を生み出そうとされているの

なった方が無難ではないかなといふに私は感

じます。

○参考人(磯崎仁彦君) ありがとうございます。

私は、今はこの審査会の固定メンバーじゃなく

かと思つてゐますけれども。

私は今、この審査会の固定メンバーじゃなく

かと思つてゐますけれども。

今日は代打でやつてまいりましたが、お二人

の御意見と同僚議員の議論を聞いておりまして若

干問題提起をしたいと思います。

○会長(小坂憲次君) 江田五月君。

立憲主義と基本的人権ということなんですが、

例えば、國民が憲法を守らないというような場

合には何がサンクションを付けるべきだといふよ

うなことをお考へなのか。あるいは、そうではな

くて、全く単純に、何といいますかね、掛け声的

なシンボリックな意味で國民には憲法を尊重する

義務があるんだよというだけのことなんのか。後者

ならばそれを入れるということはどれだけ意味を

持つのかなど。むしろ、立憲主義の原理をきち

ちと憲法の中に書き込んでおいた方が、より國民に

対する憲法とは何かということを理解してもらわ

なければなりません。もし、その國民の尊重義務を入れたことに

対する憲法とは何かということを理解してもらわ

なければなりません。そのためには、言うまでもなく、公権力

と立憲主義と基本的人権とということなんですが、

とにかくお話をございましたが、立憲主義が古く

なつてゐるんではないかというような議論もあり

ます。あるいは、基本的人権がインフレしていく

んじゃないかという議論もございます。

それから、新しく人権を権利というよりは責務

ということを国家の側が言うとしたら、憲法は本

來国家に對して憲法に従つて権力を行使してくだ

さいといふものであつたといふことが見えなくなつてくるんではないかなといふ危惧を持ちま

す。

それから、新しく人権を権利というよりは責務

ということを想定されるのであればやはり権利

という形で書き込むものもあるんではないかとい

うことでありますけれども、それは、そういう書

き方は当然あり得ると思うんですけれども、責務

と書くこととは國民に権利を認めないと

するのであれば國家としての責務規定という方向

に行くのだろうと思ひます。

以上です。

○参考人(磯崎仁彦君) ありがとうございます。

私は、今はこの審査会の固定メンバーじゃなく

かと思つてゐますけれども。

私は今、この審査会の固定メンバーじゃなく

かと思つてゐますけれども。

立憲主義と基本的人権とということなんですが、

例えば、國民が憲法を守らないというような場

合には何がサンクションを付けるべきだといふよ

うなことをお考へなのか。あるいは、そうではな

くて、全く単純に、何といいますかね、掛け声的

なシンボリックな意味で國民には憲法を尊重する

義務があるんだよというだけのことなんのか。後者

ならばそれを入れるということはどれだけ意味を

持つのかなど。むしろ、立憲主義の原理をきち

ちと憲法の中に書き込んでおいた方が、より國民に

対する憲法とは何かということを理解してもらわ

なければなりません。そのためには、言うまでもなく、公権力

と立憲主義と基本的人権とということなんですが、

とにかくお話をございましたが、立憲主義が古く

なつてゐるんではないかというような議論もあり

ます。あるいは、基本的人権がインフレしていく

んじゃないかという議論もございます。

それから、新しく人権を権利というよりは責務

と書くこととは國民に権利を認めないと

するのであれば國家としての責務規定という方向

に行くのだろうと思ひます。

以上です。

立憲主義と基本的人権とということなんですが、

例えば、國民が憲法を守らないというような場

合には何がサンクションを付けるべきだといふよ

うなことをお考へなのか。あるいは、そうではな

くて、全く単純に、何といいますかね、掛け声的

なシンボリックな意味で國民には憲法を尊重する

義務があるんだよというだけのことなんのか。後者

ならばそれを入れるということはどれだけ意味を

持つのかなど。むしろ、立憲主義の原理をきち

ちと憲法の中に書き込んでおいた方が、より國民に

対する憲法とは何かということを理解してもらわ

なければなりません。そのためには、言うまでもなく、公権力

と立憲主義と基本的人権とということなんですが、

とにかくお話をございましたが、立憲主義が古く

なつてゐるんではないかというような議論もあり

ます。あるいは、基本的人権がインフレしていく

んじゃないかという議論もございます。

それから、新しく人権を権利というよりは責務

と書くこととは國民に権利を認めないと

するのであれば國家としての責務規定という方向

に行くのだろうと思ひます。

以上です。

立憲主義と基本的人権とということなんですが、

例えば、國民が憲法を守らないというような場

合には何がサンクションを付けるべきだといふよ

うなことをお考へなのか。あるいは、そうではな

くて、全く単純に、何といいますかね、掛け声的

なシンボリックな意味で國民には憲法を尊重する

義務があるんだよというだけのことなんのか。後者

ならばそれを入れるということはどれだけ意味を

持つのかなど。むしろ、立憲主義の原理をきち

ちと憲法の中に書き込んでおいた方が、より國民に

対する憲法とは何かということを理解してもらわ

なければなりません。そのためには、言うまでもなく、公権力

と立憲主義と基本的人権とということなんですが、

とにかくお話をございましたが、立憲主義が古く

なつてゐるんではないかというような議論もあり

ます。あるいは、基本的人権がインフレしていく

んじゃないかという議論もございます。

それから、新しく人権を権利というよりは責務

と書くこととは國民に権利を認めないと

するのであれば國家としての責務規定という方向

に行くのだろうと思ひます。

以上です。

立憲主義と基本的人権とということなんですが、

例えば、國民が憲法を守らないというような場

合には何がサンクションを付けるべきだといふよ

うなことをお考へなのか。あるいは、そうではな

くて、全く単純に、何といいますかね、掛け声的

なシンボリックな意味で國民には憲法を尊重する

義務があるんだよというだけのことなんのか。後者

ならばそれを入れるということはどれだけ意味を

持つのかなど。むしろ、立憲主義の原理をきち

ちと憲法の中に書き込んでおいた方が、より國民に

対する憲法とは何かということを理解してもらわ

なければなりません。そのためには、言うまでもなく、公権力

と立憲主義と基本的人権とということなんですが、

とにかくお話をございましたが、立憲主義が古く

なつてゐるんではないかというような議論もあり

ます。あるいは、基本的人権がインフレしていく

んじゃないかという議論もございます。

それから、新しく人権を権利というよりは責務

と書くこととは國民に権利を認めないと

するのであれば國家としての責務規定という方向

に行くのだろうと思ひます。

以上です。

立憲主義と基本的人権とということなんですが、

例えば、國民が憲法を守らないというような場

合には何がサンクションを付けるべきだといふよ

うなことをお考へなのか。あるいは、そうではな

くて、全く単純に、何といいますかね、掛け声的

なシンボリックな意味で國民には憲法を尊重する

義務があるんだよというだけのことなんのか。後者

ならばそれを入れるということはどれだけ意味を

持つのかなど。むしろ、立憲主義の原理をきち

ちと憲法の中に書き込んでおいた方が、より國民に

対する憲法とは何かということを理解してもらわ

なければなりません。そのためには、言うまでもなく、公権力

と立憲主義と基本的人権とということなんですが、

とにかくお話をございましたが、立憲主義が古く

なつてゐるんではないかというような議論もあり

ます。あるいは、基本的人権がインフレしていく

んじゃないかという議論もございます。

それから、新しく人権を権利というよりは責務

と書くこととは國民に権利を認めないと

するのであれば國家としての責務規定という方向

に行くのだろうと思ひます。

以上です。

立憲主義と基本的人権とということなんですが、

例えば、國民が憲法を守らないというような場

</

そういうような切り口が一つあるのではないかと。

という意味では、先ほどちょっと土井先生がおっしゃいましたが、例えば環境権というのは、現在の国民が持っている環境に対する権利ということを超えて、未来の世代がしっかりと、美しい環境、健やかな環境の下で生活する。そういう権利を未来に対して保障していかなければいけない。その意味では、現在の公権力にしてもあるいは現在の国民にしても、未来に対して責任を負っているというような切り口というのはあるんではないかと。

というわけで、立憲主義、基本的人権にもう一つ憲法のその辺りの軸を考え、未来に対する共同の責務というとらえ方ができないかと。実は私たちの憲法提言というものを二〇〇五年にまとめましたが、そこでは共同の責務という項をまとめておりまして、のこと、このこと、新しい人権がいっぱい出てくる、それを一つ一つ拾い集めて新しい人権とやるよりも、もうちょっと構造的な考察ができるんじゃないかなと思います。

日本憲法ができるときに子供のことはちょっと間に合わなくて、そして将来作るからというので児童憲章を作った。ところが、児童憲章は法的な性格を持つていいというようなことがあります。こういう限界もあるので、将来の国民のことを考えれば子供。あるいは会社、CSR、企業の社会的責任、こんなものもあるかもしれません。そうしたような切り口、新しい切り口でこの立憲主義と基本的人権のところをもう一度整理し直すことは考えられないかと。問題提起、プロポカルティブな提起です。ひとつお答えをお一人に聞きます。

○会長(小坂憲次君) それでは、どちらからお願いしましょうか。土井先生、よろしいですか。

○参考人(土井真一君) 先ほど私、将来の世代の問題を申し上げましたので、それとの関係で説明をさせていただきますが、この問題、必ずしも人権の問題なのか、それとも国家責務の問題なのか、そこは整理して議論しないといけませんのでも、少し一般論として申し上げますと、憲法の中には「われらとわれらの子孫」「現在及び将来の国民」という言い方が出ていまして、やっぱり将来に対する責任ということを意識しているわけですね。

現代の民主主義における一つの大きな理論上の問題は、選挙を通じて現在の国民の利益というのは反映されるんだけれども、将来の世代の利益というのをどのように反映させていくのかというのはとても難しい問題でして、一つは環境の問題もそうですし、エネルギーの問題もそうですし、財政赤字の問題もそうですし、いろんな問題がそういう構造を持っているんです。それを憲法の中に書き込むことによって、将来に対する目標を明確にして、現在の選挙の結果というのとはまた独立にそういう利益を考慮していくんだということがあります。

ただ、これも憲法に書くのはやっぱり大事だから書きたいという話になるんです。しかし同時に、大事だからいろんなものを入れてしまうと、

○江田五月君 ありがとうございます。今年度は大事だということが揺らいでしまうので、やつぱり国民の中でこれは絶対に将来の世代にとっても重要なんだというのをよくよく議論をして、それで入れていくと、いうことが大事なんだというふうに考えております。

○会長(小坂憲次君) 高橋参考人、お願いいたしま

す。○参考人(高橋和之君) 切り口として、未来に対する共同の責務という切り口があるのではないかということでありました。それはそのとおりで、いたします。

私も賛成でありますけれども、そのときにこれもやはり責務の方から見るのか権利の方から見るのか。権利を保障しても、それは未来に対して保障するということを持っています。現在だけではなくてですね。ですから、未来にとつても重要な権利として保障するという書き方があると思いま

す。私は、どちらかといえば、やはり責務と考えるよりは権利の方からアプローチする方がいいのではないかという感じを持っておりますけれども、人権論の構造と関連させて言うと、人権論というのではなくてですね、それをやつしていく論理は、公共の福祉によって現在の人権を制限することがどこまで許されるかという問題だろうと思いま

す。

私が持つて、切り口として面白いとは思いますが、それを現在の人権論が位置付けることが困難だというふうには思っておりませんで、現在の人権論の構造の中でそういう未来に対する責務というものを公共の福祉の中に織り込んでいくということが可能ではないかなと感じております。

五月二十四日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法改悪に反対し、第九条を守り平和のためにいかすことに関する請願(第八八四号)(第八八五号)(第八八六号)(第八八三号)

二、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願(第九八九号)(第八八七号)(第八八八号)

一、憲法九条改悪反対に関する請願(第一〇〇二号)

一、憲法九条改悪反対に関する請願(第一〇〇二号)

第八八三号 平成二十五年五月十三日受理
憲法改悪に反対し、第九条を守り平和のためにいかすことに関する請願

請願者 静岡県下田市 土屋洋子 外二万五千五百二十九名

紹介議員 井上 哲士君

日本国憲法は、第一次世界大戦での悲惨な体験の上に、戦争を違法とする世界の流れと平和と民主主義を求める日本国民の努力によって生み出された。特に第九条で掲げた戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認は、紛争を平和的に解決しようとする二十一世紀の平和の理念として輝いています。ところが、第九条を中心とした憲法を変えようとする動きが強まっている。その狙いは、アメリカと共に自衛隊が海外で戦争できるようにしようとするとともである。今こそ日本国憲法の恒久平和、国民主権、基本的人権の三原則を中心とする各条項の遵守が求められている。取り分け、憲法第九条を守り現実の政治にいかすことは、日本国民の願いであり、世界平和への貢献である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにはいかすこと。

本日は、高橋参考人、土井参考人におかれましては、貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。審査会を代表いたしまして、この際、一言申し上げます。(拍手)

本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

憲法改悪に反対し、第九条を守り平和のためにいかすことに関する請願

請願者 京都府京丹後市 松村清美 外二

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第八八三号と同じである。

第八八五号 平成二十五年五月十三日受理

憲法改悪に反対し、第九条を守り平和のためにいかすことに関する請願

請願者 茨城県鹿嶋市 潮崎絵津子 外二

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第八八三号と同じである。

第八八六号 平成二十五年五月十三日受理

憲法改悪に反対し、第九条を守り平和のためにいかすことに関する請願

請願者 東京都板橋区 笹本和彦 外二万

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第八八三号と同じである。

第八八七号 平成二十五年五月十三日受理

憲法改悪に反対し、第九条を守り平和のためにいかすことに関する請願

請願者 埼玉県入間市 増岡典子 外二万

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第八八三号と同じである。

第八八八号 平成二十五年五月十三日受理

憲法改悪に反対し、第九条を守り平和のためにいかすことに関する請願

請願者 大阪府守口市 林茂男 外二万千

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第八八三号と同じである。

第九八九号 平成二十五年五月十四日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 京都府京田辺市 堀口智史 外二

紹介議員 井上 哲士君

ない。
ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法第九条を改悪しないこと。

日本国憲法は、おびただしい犠牲を強いた戦争への反省から、平和と民主主義の願いを込めて作られた。取り分け戦争の放棄を定めた第九条は、戦争のない世界を目指す世界の流れの先駆けとして人類的価値を持つている。しかし今、アメリカに従つて戦争ができる国にしようとする、憲法第九条を変える動きが公然と強まっている。日本がなすべきことは、憲法の平和原則を日本と世界の平和に役立てることである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、憲法の改悪に反対し、憲法第九条を守ること。

第一〇〇一号 平成二十五年五月十六日受理
憲法九条改悪反対に関する請願

請願者 神奈川県海老名市 三部雅世 外

紹介議員 福島みづほ君

二〇〇一年開始のアフガン戦争、二〇〇三年開始のイラク戦争の現在に至る経過は、武力の威嚇や行使が国際紛争解決手段にならないこと、つまり日本国憲法第九条の思想に依拠する平和外交徹底実践こそ重要であることを改めて明示しているが、イランへの武力攻撃が懸念されている現状がある。この状況の下で、在日米軍と自衛隊の存在・強化を容認する第九条解釈改憲に加えて、なまめかに協力する武力行使に踏み出す法的手段を与えるとするものである。厚木基地、キャンプ座間、相模総合補給廠(さちゅう)という日米軍事基地と接する緊張の中で生き、また「平和都市宣言」を発している海老名市の住民としては、絶対に許容できない。